



島根県報

平成25年 5 月 31 日 (金)

号外 第 9 7 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

(総務事務センター) 2

島根県会計規則の一部を改正する規則

(審査指導課) 3

公布された条例等のあらまし◇**県有自動車管理規則の一部を改正する規則**（規則第46号）

1 規則の概要

- (1) 県有自動車を管理する課等の定義を改めることとした。（第2条関係）
- (2) 課等の長は、県有自動車の登録事項等について、総務事務センター長に報告しなければならないこととした。（第3条関係）
- (3) 総務事務センター長は、県有自動車の計画的かつ効率的な更新、配置その他必要な管理を行うものとする事とした。（第4条関係）
- (4) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成25年6月1日から施行することとした。

◇**島根県会計規則の一部を改正する規則**（規則第47号）

1 規則の概要

- (1) 次に掲げる事務に関し、物品管理システムを使用する場合の特例を定めることとした。（第93条・第94条・第97条・第98条・第100条・第105条の3・第105条の5・第105条の6関係）
 - ア 物品整理票及び重要物品整理票の作成
 - イ 物品整理票等への使用責任者の記載
 - ウ 物品管理換調書への物品整理票又は重要物品整理票の添付
 - エ 使用物品返納調書への物品整理票又は重要物品整理票の添付
 - オ 使用責任者の引継ぎ
 - カ 重要物品の異動の報告
 - キ 使用物品及び保管物品の報告
 - ク 備品出納簿、動物出納簿及び借用物品出納簿への記載

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成25年6月1日から施行することとした。

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、東部農林振興センター松江農業普及部安来支所、西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所、農林振興センター家畜衛生部、畜産技術センター育種改良部（繁殖技術科を除く。）、水産技術センター内水面浅海部」を削り、同条第3号中「（以下「会計課長」という。）」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出し中「通知」を「報告」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

課等の長は、次に掲げる場合には、別に定める様式により速やかに総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に報告しなければならない。

第5条第7号を次のように改める。

(7) 新たに県有自動車を取得したとき。

第5条に次の2号を加える。

(8) 県有自動車を管理換えにより受け入れたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、県有自動車の管理に変更があったとき。

第5条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（総務事務センター長による管理）

第4条 総務事務センター長は、前条の規定による報告、県有自動車の使用実績等を考慮して、県有自動車の計画的かつ効率的な更新、配置その他必要な管理を行うものとする。

第6条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第5号中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条第6号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削る。

第14条第3項中「様式第7号」を「様式第3号」に改め、「及び会計管理者」を削り、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同様式を様式第2号とし、様式第6号を削る。

様式第7号中「（第14条関係）」を「（第12条関係）」に改め、「（会計管理者）」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第86条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第87条第3項中「前項本文」を「前項」に改める。

第93条第4項を次のように改める。

4 第1項本文及び第2項の物品整理票並びに前項の重要物品整理票は、物品管理システム（物品の管理に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織で出納局が所管するものをいう。以下同じ。）により作成された電磁的記録をもって、当該物品整理票及び重要物品整理票に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録の作成をもって、前項の規定による送付をしたものとみなす。

第93条第6項本文中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同項ただし書中「はり付ける」を「貼り付

ける」に改める。

第94条第2項本文中「重要物品整理票」の次に「（以下この項において「物品整理票等」という。）」を加え、同項ただし書中「帳簿」を「整理票等」に改め、「とき」の次に「、又は物品管理システムにより使用責任者に関し別に定める事項を記録し、使用責任者記録簿（様式第57号の2）を作成したとき」を加え、「物品整理票」を「物品整理票等」に改める。

第97条第1項に次のただし書を加える。

ただし、物品管理システムにより物品の管理換えに関し別に定める事項を記録した電磁的記録を作成した場合は、物品整理票又は重要物品整理票の添付は要しない。

第98条に次のただし書を加える。

ただし、物品管理システムにより使用物品の返納に関し別に定める事項を記録した電磁的記録を作成した場合は、物品整理票又は重要物品整理票の添付は要しない。

第100条第2項中「重要物品整理票」の次に「（物品管理システムにより物品の管理をしている場合にあっては、当該物品に係る使用責任者記録簿）」を加える。

第105条の3に次のただし書を加える。

ただし、物品管理システムにより重要物品の異動に関し別に定める事項を記録した電磁的記録を作成した場合は、会計管理者に報告したものとみなす。

第105条の5第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 物品管理者及び物品分任出納員は、毎年3月31日現在におけるその管理に係る全ての物品について、5月31日までに物品管理システムにより別に定める事項を記録した電磁的記録を作成している場合は、当該電磁的記録をもって、前項の物品出納計算書に代えることができる。この場合において、同項の報告は要しない。

第105条の5に次の1項を加える。

- 4 出納員は、第2項の規定により報告を要しないこととされた物品及び毎年3月31日現在における自己の保管に係る物品で5月31日までに物品管理システムにより別に定める事項を記録した電磁的記録を作成している物品については、これらの物品に係る電磁的記録をもって、前項の物品出納計算書に代えることができる。この場合において、同項の報告は要しない。

第105条の6第2項中「物品整理票等」の次に「（同条第4項の規定により物品管理システムにより作成された電磁的記録をもって当該物品管理票等に代えた場合は、当該電磁的記録）」を加え、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の備品出納簿、動物出納簿又は借用物品出納簿は、物品管理システムにより作成された電磁的記録をもって、これらの帳簿に代えることができる。

様式第57号の次に次の1様式を加える。

様式第60号、様式第61号及び様式第63号備考中「備品等にあつては」を「備品等にあつては、」に改め、「、県有自動車にあつては県有自動車原簿(A)を」を削る。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。